

地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員給与規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程 4-2

[沿革] 平成 22 年 11 月 30 日規程 4-1-2 = 一部改正
平成 23 年 11 月 30 日規程 4-1-5 = 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員就業規則（以下「有期雇用職員就業規則」という。）の規定に基づき、有期雇用職員の給与に関し必要な事項を定める。

(給与の種類)

第 2 条 この規程で「給与」とは、給料、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、阿南・木曾特別地域手当及び自宅等待機手当をいう。

(給与の支払、支給)

第 3 条 地方独立行政法人長野県立病院機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第 3 条及び第 4 条の規定は、有期雇用職員の給与の支払い及び支給について準用する。

(給料表)

第 4 条 給与規程第 5 条の規定は、有期雇用職員の給料表の種類及び給料表の適用範囲について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、有期雇用職員就業規則第 2 条第 1 号に規定する特定有期職員（以下「特定有期職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号俸	給料月額（円）
準 1	180,000
準 2	220,000
準 3	250,000
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

3 第 1 項の規定にかかわらず、有期雇用職員就業規則第 2 条第 5 号及び第 6 号に規定する有期雇用職員の給料は、他の職員との権衡を考慮して予算の範囲内において決定するものとする。

(職務の級)

第5条 有期雇用職員(特定有期職員を除く。)の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを前条第1項に規定する給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が定める。

2 前条第2項に規定する特定有期職員に適用される給料表の号俸は、その者の専門的な知識経験又は識見の度合並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度合に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な内容は、理事長が定める。

(初任給及び異動した場合の号俸)

第6条 給与規程第7条の規定は、有期雇用職員の初任給及び異動した場合の号俸について準用する。

(昇給)

第7条 給与規程第8条の規定は、有期雇用職員就業規則第2条第2号(育児休業職員の休業期間の業務を行う場合に限る。)に規定する産育休代替職員について準用する。

(給料の更正)

第8条 給与規程第9条の規定は、有期雇用職員の給料の更正について準用する。

(給料表の適用、職務の級の資格基準、初任給及び昇給等に関する実施規定)

第9条 第4条から前条までに定めるもののほか、有期雇用職員の給料表の適用、職務の級の資格基準、初任給及び昇給等に関し必要な事項は、理事長が定める。

(給料の支払方法)

第10条 給与規程第12条及び第13条の規定は、有期雇用職員の給料の支払い方法について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、有期雇用職員就業規則第2条第5号及び第6号に規定する有期雇用職員の給料の支払い方法については別に定める。

(給料の調整額)

第11条 給与規程第14条の規定は、有期雇用職員就業規則第2条第2号から第4号までの有期雇用職員の給料の調整額について準用する。

(給料の特別調整額)

第12条 給与規程第15条の規定は、有期雇用職員就業規則第2条第1号の有期雇用職員の給料の特別調整額について準用する。

(扶養手当)

第13条 給与規程第16条から第20条までの規定は、有期雇用職員就業規則第2条第2号から第4号までの有期雇用職員の扶養手当について準用する。

(地域手当)

第14条 給与規程第21条から第24条までの規定は、有期雇用職員就業規則第2条第1号から第4号までの有期雇用職員の地域手当について準用する。

(住居手当)

第15条 給与規程第25条から第28条までの規定は、有期雇用職員就業規則第2条第2号から第4号までの有期雇用職員の住居手当について準用する。

(初任給調整手当の支給)

第16条 給与規程第29条から第32条までの規定は、有期雇用職員就業規則第2条第1号から第4号までの有期雇用職員の初任給調整手当について準用する。

(通勤手当)

第17条 給与規程第33条から第38条までの規定は、有期雇用職員の通勤手当について準用する。

(単身赴任手当)

第18条 給与規程第39条から第41条までの規定は、有期雇用職員就業規則第2条第1号の特定有期職員の単身赴任手当について準用する。

(特殊勤務手当の支給)

第19条 給与規程第42条から第45条までの規定は、有期雇用職員就業規則第2条第1号から第4号までの有期雇用職員の特殊勤務手当について準用する。

(超過勤務手当)

第20条 給与規程第46条の規定は、有期雇用職員就業規則第2条第1号から第4号までの有期雇用職員の超過勤務手当について準用する。

(休日給)

第21条 給与規程第47条の規定は、有期雇用職員就業規則第2条第1号から第4号までの有期雇用職員の休日給について準用する。

(夜勤手当)

第22条 給与規程第48条の規定は、有期雇用職員就業規則第2条第1号から第4号までの有期雇用職員の夜勤手当について準用する。

(宿日直手当)

第23条 給与規程第49条の規定は、有期雇用職員就業規則第2条第1号から第4号までの有期雇用職員の宿日直手当について準用する。

(管理職員特別勤務手当)

第24条 給与規程第50条の規定は、有期雇用職員就業規則第2条第1号の有期雇用職員の管理職員特別勤務手当について準用する。

(超過勤務手当等の支給日)

第25条 給与規程第51条の規定は、有期雇用職員就業規則第2条第1号から第4号までの有期雇用職員の超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支給日について準用する。

(期末手当)

第26条 給与規程第52条から第55条までの規定は、有期雇用職員就業規則第2条第1号から第4号までの有期雇用職員の期末手当について準用する。

2 特定有期職員の給与規程第53条第1項の適用について、同項中「100分の115」とあるのは「100分の135」と、「100分の145」とあるのは「100分の160」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

第27条 給与規程第56条から第58条までの規定は、有期雇用職員就業規則第2条第2号から第4号までの有期雇用職員の勤勉手当について準用する。

(寒冷地手当)

第28条 給与規程第59条から第61条までの規定は、有期雇用職員就業規則第2条第1号から第4号までの有期雇用職員（別に定めるものを除く。）の寒冷地手当について準用する。

(阿南・木曾特別地域手当)

第29条 給与規程第62条から第64条までの規定は、有期雇用職員就業規則第2条第1号から第4号までの有期雇用職員（別に定めるものを除く。）の阿南・木曾地域特別手当について準用する。

(自宅等待機手当)

第30条 給与規程第65条から第67条までの規定は、有期雇用職員就業規則第2条第1号から第4号までの有期雇用職員の自宅等待機手当について準用する。

(退職者等の給与)

第31条 給与規程第68条から第72条までの規定は、有期雇用職員就業規則第2条第1号から第4号までの有期雇用職員の退職者等の給与について準用する。

(給与の減額等)

第32条 給与規程第73条から第82条までの規定は、有期雇用職員就業規則第2条第1号から第4号までの有期雇用職員の給与の減額、勤務1時間当たりの給与額及び特定職員の適用除外について準用する。

(給与の口座振替)

第33条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(実施規定)

第34条 この規程に基づく給与の支給に関し、必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(昇給に関する特例)

- 2 施行日以後最初に行われる継承職員に係る第7条の規定による昇給に係る同条の適用については、施行日の前日までの引き続き長野県職員としての在職期間に係る当該職員の勤務成績を同条の勤務成績とみなす。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する特例)

- 3 平成22年6月1日を基準日とする継承職員の期末手当又は勤勉手当の支給に係る、第26条及び第27条の規定により準用する給与規程第53条第1項及び第56条の規定の適用については、施行日の前日までの引き続き長野県職員としての在職期間又は勤務成績は、給与規程第53条第1項の在職期間又は第56条の勤務成績とみなす。
- 4 第26条第2項の規定にかかわらず、特定有期雇用職員のうち、次の各号の一に該当するものの同条第1項の規定により準用する給与規程第53条第1項の適用については、同項中「100分の115」とあるのは「100分の95」と、「100分の135」とあるのは「100分の105」と読み替えるものとする。
 - (1) 職員就業規則第17条第1項第1号の規定により定年退職した者、同項第3号の規定により退職した者又は同規則第18条第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (2) 長野県職員を退職した者（平成22年3月31日までに年齢63年に達する者を除く。）で、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項の規定により定年退職した者又は同法第28条の3の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 第1号及び第2号に準ずる者として理事長が別に定めるもの

(初任給調整手当に関する特例)

- 5 第16条の規定により準用する給与規程第29条から第32条までの規定の適用については、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）第17条の10から第17条の13までの規定により支給されていた初任給調整手当の支給期間及び支給額は、第29条から第32条までの規定により支給された初任給調整手当の支給期間及び支給額とみなす。

附 則（平成22年11月30日規程4-1-2抄）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。（後略）

附 則（平成23年11月30日規程4-1-5抄）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。（後略）